

## 石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務を実施するに当たって、その業務委託の契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の特定を厳正かつ公正に行うため、石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の決定に関すること。
- (2) 審査方法及び評価基準の設定に関すること。
- (3) 技術提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市職員 3人
- (2) 建築に関し専門的な知識を有する者 2人
- (3) 教育に関し専門的な知識を有する者 1人
- (4) 学校施設整備に関し専門的な知識を有する者 1人

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員の任期は、任命の日から前条の所掌事務が終了する日までとする。

4 委員に欠員が生じたときは、補充するものとする。ただし、技術提案書等の審査開始後は、この限りでない。

## (委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、全委員の出席により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があり、5人以上、かつ、委員数の5分の4以上の出席がある場合は、この限りでない。

3 委員会の会議は、公開しないものとする。

## (意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校施設整備室において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に規定する委員会の所掌事務が終了したときに、その効力を失う。

石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務委託  
 プロポーザル選定委員会 委員名簿

区 分	職	氏 名	備 考
(1) 市 職 員	教育委員会事務局長	草 刈 敏 雄	
(1) 市 職 員	半島復興事業部長	木 村 茂 徳	
(1) 市 職 員	北上総合支所長	武 山 泰 徳	
(2) 建築に関し専門的な知識を有する者	東洋大学名誉教授	長 澤 悟	
(2) 建築に関し専門的な知識を有する者	東北大学大学院 工学研究科教授	小野田 泰 明	
(3) 教育に関し専門的な知識を有する者	石巻専修大学人間学部 人間教育学科教授	木 村 民 男	
(4) 学校施設整備に関し専門的な知識を有する者	国立教育政策研究所 文教施設研究センター 総括研究官	安 田 誠	